組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名　　称	申　請　者
大豆	除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統	日本モンサント株式会社
大豆	低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社

○農林水産省告示第二千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町豊成字浜ノ坂八一七の一、八一七の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町日下部字宮ノ谷一五三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町豊房字草谷二〇五二の一〇三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町三浦字上末谷三七八、三八〇の一、字倉谷奥四二〇の一、四二一の一、四二二、字中谷四二三、字三角四二六、字宮ノ上五三四、五三五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町清徳字平体一一〇、一一〇の一、一一〇の二、字高畑下一二八の三、字高畑一五七、一五〇、一七一の一、一七二、一七三の一、一七三の二、字瀧ガ谷一八五から一八七まで、一九〇の一、一九五、字山神二〇四の二、字中村平二一五、二一七の一、字上河原平二四三の一、字平休谷三二八、三三三、三三七、三三九の二、三四五、字イブリ橋谷三五四の一から三五四の一まで、三五四の一三から三五四の二五まで、三五四の二七から三五四の二九まで、三五四の三二から三五四の三四まで、三五四の三八から三五四の四〇まで、三五四の四九から三五四の五四まで、三五四の五七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字吉原字上ノ山四二〇から四二三まで、四二五の一から四二五の三まで、四二六の一から四二六の三まで、四二七の一から四二七の三まで、四二八の一から四二八の三まで、四二九の一から四二九の三まで、字出口八二一、八二六の一、八二六の二、字西屋敷八八三の一、八八四、九〇六から九〇九まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　石川県白山市河内町口直海己四一から四八まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備